高知県建設業活性化検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 本県の建設業は、南海トラフ地震や頻発化・激甚化する豪雨災害等の自然災害などへの対応や、県民の生活に必要不可欠なインフラの整備など、県民の安全・安心の確保に向けて大きな役割を担っている。また、本県の建設業は、雇用や経済を支える地域の基幹産業であることから、建設業が地域地域において引き続き維持・発展していくことが重要である。そのため、建設業の活性化に向けた方策を検討することを目的とし、有識者、関係団体等からなる高知県建設業活性化検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次の事項について意見を述べる。
- (1) 建設業の活性化に関係する取組状況に関すること。
- (2) 建設業の活性化に向けた方策等に関すること。
- (3) 建設業活性化プランの改定に関すること。
- (4) その他委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は委員10名以内で組織する。
- 2 委員は、学識経験を有する者その他知事が必要と認める者のうちから知事が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和4年3月31日までとする。ただし、委員が欠け た場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(服務)

第5条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後 も同様とする。

(委員長)

- 第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名した委 員が、その職務を代理する。

(会議)

- 第7条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。
- 2 会議の議長は、委員長があたる。
- 3 委員長は、必要と認めるときは、委員会に委員以外の者を出席させて意見を聴取する ことができる。

- 4 会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、及び議決することができない。
- 5 会議は公開とする。ただし、委員の全員が同意し、委員長が特に必要と認めるときは、 この限りでない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、土木部土木政策課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

(施行日等)

- 1 この要綱は、令和3年1月29日から施行し、令和4年3月31日をもって廃止する。
- 2 第7条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、 知事が招集する。